

# 反社会的勢力ではないことに関する表明・確約書

1. 私（法人の場合には、当該法人の役員および経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）は、現在または将来にわたって、次の各号(以下総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
  - ④暴力団準構成員
  - ⑤暴力団関係企業
  - ⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑦その他前各号に準ずる者
  
2. 私は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力との間に次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約いたします。
  - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
  - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係
  - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜をするなどの関与をしていると認められる関係
  - ⑤その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある。
  
3. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
  
4. 私は、これらの各条項のいずれかに反したことが判明した場合またはこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、催告なしで当金庫との取引が停止されまたは解約されても異議を申し立てず賠償ないし補償は求めないとともに、また、これにより貴金庫に損害が生じた場合は、いっさい私の責任とすることを表明、確約いたします。